

第33号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

坊岡地区多目的集会施設、文化芸能伝承館、袴狭集会所、大谷集会所及び赤花多目的集会施設を施設の一覧から削るため。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から23の項までを2項ずつ繰り上げ、24の項を削り、25の項を22の項とし、26の項から28の項までを3項ずつ繰り上げ、29の項を削り、30の項を26の項とし、31の項から34の項までを4項ずつ繰り上げ、35の項を削り、36の項を31の項とし、37の項を32の項とし、38の項を33の項とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

坊岡地区多目的集会施設、文化芸能伝承館、袴狭集会所、大谷集会所及び赤花多目的集会施設を施設の一覧から削ること。(別表第1 関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
略	名称	位置	略	名称	位置
1	略	略	1	略	略
2	豊岡市立坊岡地区多目的集会施設	豊岡市竹野町坊岡281番地	2	略	略
3	略	略	3	略	略
4	略	略	4	略	略
5	略	略	5	略	略
6	豊岡市立文化芸能伝承館	豊岡市竹野町轟354番地	6	略	略
7	略	略	7	略	略
8	略	略	8	略	略
9	略	略	9	略	略
10	略	略	10	略	略
11	略	略	11	略	略
12	略	略	12	略	略
13	略	略	13	略	略
14	略	略	14	略	略
15	略	略	15	略	略
16	略	略	16	略	略
17	略	略	17	略	略
18	略	略	18	略	略
19	略	略	19	略	略
20	略	略	20	略	略
21	略	略	21	略	略
22	略	略	22	略	略
23	略	略	23	略	略
24	略	略	24	略	略
25	略	略	25	略	略
26	略	略	26	略	略
27	略	略	27	略	略
28	略	略	28	略	略
29	豊岡市立大谷集会所	豊岡市出石町大谷446番地	29	略	略
30	略	略	30	略	略
31	略	略	31	略	略
32	略	略	32	略	略
33	略	略	33	略	略
34	略	略	34	略	略
35	豊岡市立赤花多目的集会施設	豊岡市但東町赤花767番地	35	略	略
36	略	略	36	略	略
37	略	略	37	略	略
38	略	略	38	略	略

第34号議案

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるため。

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市へ移住しようとする者に住宅を提供し、人口の確保と地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊岡市営移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 定住することを目的として市に転入することをいう。
- (2) 共同施設 入居者の共同の福祉のために必要な広場及び緑地、通路並びに駐車場をいう。

(名称及び位置)

第3条 移住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊岡市営中山向町移住促進住宅
- (2) 位置 豊岡市但東町中山1034番地の1

(入居者の公募の方法)

第4条 入居者の募集は、市の広報紙への登載又は市役所前掲示場その他市内の適当な場所における掲示によって公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、移住促進住宅の戸数、規格、家賃、入居資格、入居の申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を示すものとする。

(入居者の資格)

第5条 移住促進住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市に移住するため、自ら居住する住宅を必要とすること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があり、かつ、当該親族のうちに入居の申込みの日において次のいずれかに該当する者を含むこと。

ア 入居しようとする者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であって、その年齢と入居しようとする者の年齢の合計が80歳未満であるもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体の構成員（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（入居の期間）

第6条 移住促進住宅に入居できる期間は、10年間とする。ただし、10年を経過した時点において、同居者のうちに前条第2号ア又はイに該当する者がある場合は、引き続き移住促進住宅に入居することを市長に申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、同居者のうちに前条第2号ア又はイに該当する者がある期間に限り、引き続き入居させることができる。

（入居の申込み及び決定）

第7条 第5条に規定する入居者資格のある者であつて、移住促進住宅に入居しようとするもの（以下「入居申込者」という。）は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から移住促進住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対して通知するものとする。

（入居者の選考）

第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき移住促進住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、公開抽選その他公正な方法による。

（入居補欠者）

第9条 市長は、前条の選考によって入居者に決定された者を除いた入居申込者を、入居補欠者として順位を定めて移住促進住宅入居補欠者名簿に登録し、入居決定者が入居を辞退し、若しくは入居の決定を取り消されたとき、又は入居補欠者の入居申込みに係る移住促進住宅が明け渡されたときは、登録順位に従い、当該移住促進住宅の入居者に決定するものとする。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から1年とする。

（入居の手続）

第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める資格を有する連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。

- (2) 第17条に規定する敷金を納付すること。

- 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

- 3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に入居手続をしないときは、移住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに移住促進住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 移住促進住宅の入居者は、当該住宅への入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 移住促進住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該移住促進住宅に居住を希望するときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する引き続き居住することを希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃)

第13条 移住促進住宅の家賃は、月額2万8,000円とする。

(家賃の納付)

第14条 家賃は、第10条第4項の入居可能日から当該入居者が移住促進住宅を明け渡した日（第27条第1項又は第28条第1項の規定による明渡し of 請求があったときは、明渡し of 請求のあった日）まで徴収するものとする。

- 2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居決定者が新たに移住促進住宅に入居した場合又は入居者が移住促進住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで移住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居の親族の収入が著しく低額になったとき。
- (2) 入居者又は同居の親族が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居の親族が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(督促及び延滞金の徴収)

第16条 市長は、この条例により徴収する家賃を第14条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 家賃の滞納に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年豊岡市条例第63号）の規定に基づき徴収することができる。

(敷金)

第17条 市長は、入居者から2月分の家賃に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

- 2 敷金は、入居者が移住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃等又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

- 3 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用等)

第18条 市長は、敷金を金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第19条 移住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

- 2 入居者の責めに帰すべき理由によって前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用又は維持若しくは運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の移住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める費用

2 市長は、前項に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収する。

3 共益費の徴収及び納入については、第14条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、移住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって移住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(一時不使用の届出)

第23条 入居者は、移住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸等の制限)

第24条 入居者は、移住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の制限)

第25条 入居者は、移住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(模様替等の制限)

第26条 入居者は、移住促進住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が移住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項に規定する承認を得ずに移住促進住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(移住促進住宅の明渡し)

第27条 入居者は、当該移住促進住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が前条第1項の規定により移住促進住宅を模様替し、又は増築したときは、前項に規定する検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

- 3 入居者は、住宅を明け渡す場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を原状に回復しなければならない。

(移住促進住宅の明渡し請求)

第28条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居決定を取り消し、移住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで15日以上移住促進住宅を使用しないとき。
- (4) 移住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (5) 第11条、第12条及び第21条から第26条までの規定に違反したとき。
- (6) 建替、大改装等の特別な事由があるとき。
- (7) 暴力団員等であることが判明したとき（同居者が暴力団員等であることが判明したときを含む。）。

- 2 入居者は、前項の規定により移住促進住宅の明渡しの請求を受けたときは、市長の指定する期限までに当該移住促進住宅を明け渡さなければならない。期限後においても、なお明渡しに応じない場合には、入居者は、市長の定めるところにより明渡しの指定期限の翌日から明け渡した日までの家賃の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(立入検査)

第29条 市長は、移住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に移住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項に規定する検査において、現に使用している移住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該移住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第31条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃等の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第153号）第33条の2の規定により移住促進住宅に入居している者については、この条例の規定は適用せず、この条例による改正前の豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

（豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市営中山向町住宅の項及び別表第2 豊岡市営中山向町住宅の項を削る。

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例案要綱

1 趣旨

この条例は、市へ移住しようとする者に住宅を提供し、人口の確保と地域の活性化を図るため、豊岡市営移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めること。（第1条関係）

2 定義

移住とは、定住することを目的として市に転入することをいうこと。（第2条関係）

3 名称及び位置

名称を豊岡市営中山向町移住促進住宅とし、位置を豊岡市但東町中山1034番地の1とすること。（第3条関係）

4 入居者の公募の方法

入居者の募集は、移住促進住宅の戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法等の必要な事項を市の広報紙へ登載し、又は市役所前掲示場その他市内の適当な場所へ掲示することによって行うこと。（第4条関係）

5 入居者の資格

移住促進住宅に入居することができる者は、入居の申込みの日において、その者及び同居する配偶者の年齢の合計が80歳未満であること又は中学生以下の同居する子があること等の条件を満たす者とする。（第5条関係）

6 入居の期間

入居の期間は、10年間とすること。ただし、10年を経過した時点で特定の要件を満たす場合は、当該要件を満たす期間に限り、引き続き入居することができる。（第6条関係）

7 入居の申込み、選考等

入居をしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、市長の定めるところにより入居の申込みをし、市長は、入居申込者の中から入居者を決定しその旨を通知すること。また、入居申込者の数が募集戸数を超える場合には、公開抽選その他公正な方法により入居者を選考するとともに、入居補欠者を補欠者名簿に登録し、入居の辞退があったとき等は登録順位に従い入居者として決定すること。（第7条、第8条、第9条関係）

8 入居の手続

入居決定者は、決定のあった日から10日以内に敷金を納付し、連帯保証人1人の連署する請書を市長に提出しなければならないこと。また、市長は入居決定者に入居可能日を通知しなければならない。入居決定者は入居可能日から14日以内に入居しなければならない。（第10条関係）

9 同居の承認

入居者は、入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならないこと。(第11条関係)

10 入居の承継

入居者が死亡又は退去した場合において、入居者と同居していた者が引き続き居住を希望するときは、市長の承認を得なければならないこと。(第12条関係)

11 家賃

移住促進住宅の家賃は、月額28,000円とすること。(第13条関係)

12 家賃の納付

家賃は、入居可能日から移住促進住宅の明け渡しの日まで徴収すること。ただし、使用期間が1箇月に満たないときは、その月の家賃は日割計算によること。(第14条関係)

13 家賃の減免又は徴収猶予

市長は、入居者又は同居の親族の収入が著しく低額になったときその他必要があると認めるときは、家賃の減免又は徴収猶予をすることができること。(第15条関係)

14 督促及び延滞金の徴収

市長は、家賃を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこと。また、家賃の滞納に係る督促手数料及び延滞金は、豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収すること。(第16条関係)

15 敷金

市長は、2箇月分の家賃に相当する金額を入居者から敷金として徴収すること。また、敷金は入居者が移住促進住宅を明け渡すとき還付するものとし、未納の家賃等又は損害賠償金があるときは敷金からこれらを控除すること。(第17条関係)

16 敷金の運用等

敷金は金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で運用しなければならないこと。また、運用して得た利益金は、入居者の共同の利便のために使用するものとする。(第18条関係)

17 修繕費用の負担

移住促進住宅及び共同施設の軽微な修繕等を除き、修繕に要する費用は市の負担とすること。ただし、入居者の責めに帰すべき理由によって修繕の必要が生じたときは、入居者が修繕し、又は修繕費用を負担しなければならないこと。(第19条関係)

18 入居者の費用負担義務

電気、ガス、水道及び下水道の使用料等は、入居者の負担とすること。また、入居者から共益費を徴収すること。(第20条関係)

19 入居者の保管義務等

入居者は、移住促進住宅又は共同施設の使用に必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならないこと。また、入居者の責めに帰すべき理由によって移住促進住宅又は共同施設を損傷等したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないこと。(第21条関係)

20 迷惑行為の禁止

入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。(第22条関係)

21 一時不使用の届出

入居者は、移住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出をしなければならないこと。(第23条関係)

22 転貸等の制限

入居者は、移住促進住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならないこと。(第24条関係)

23 用途変更の制限

入居者は、移住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならないこと。(第25条関係)

24 模様替等の制限

入居者は、市長の承認を得たとき以外は、移住促進住宅を模様替し、又は増築してはならないこと。(第26条関係)

25 移住促進住宅の明渡し

入居者は、移住促進住宅を明け渡すときは、10日前までに市長に届け出て、検査を受けなければならないこと。なお、模様替又は増築を行っていたときは、検査までに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならないこと。(第27条関係)

26 移住促進住宅の明渡し請求

市長は、入居者が不正の行為によって入居したとき等は、入居者に対し、入居決定を取り消し、移住促進住宅の明渡しを請求することができること。(第28条関係)

27 立入検査

市長は、移住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に移住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に適当な指示をさせることができること。また、現に入居者が使用している移住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該入居者の承諾を得なければならないこと。(第29条関係)

28 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第30条関係)

29 罰則

市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃等の全部又は一部の徴収を免れたときは、免れた金額の5倍に相当する金額の過料に処すること。(第31条関係)

30 附則

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の際現に豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の特例規定により移住促進住宅に入居している者については、この条例の規定は適用せず、改正前の豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定がなおその効力を有すること。(附則第2項関係)
- (3) 豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の別表から中山向町住宅を削ること。(附則第3項関係)

豊岡市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
名称	位置		名称	位置	
豊岡市営久畑二ノ宮住宅	略		豊岡市営久畑二ノ宮住宅	略	
豊岡市営中山向町住宅	豊岡市但東町中山1034番地の1				
豊岡市営小谷住宅	略		豊岡市営小谷住宅	略	
豊岡市営赤野住宅	略		豊岡市営赤野住宅	略	
別表第2 (第14条関係)			別表第2 (第14条関係)		
名称	月額		名称	月額	
豊岡市営久畑二ノ宮住宅	略		豊岡市営久畑二ノ宮住宅	略	
豊岡市営中山向町住宅	3LDK 100,000円				
豊岡市営小谷住宅	略		豊岡市営小谷住宅	略	
豊岡市営赤野住宅	略		豊岡市営赤野住宅	略	

第35号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、別表の内容を改めるため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係)

				離隔距離 (cm)					備考		
種類				入力	上方	側方	前方	後方			
炉	開放	使用温度が800℃以上 のもの		—	250	200	300	200			
		炉	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	150	200	150			
			使用温度が300℃未満 のもの	—	100	100	100	100			
	開放	使用温度が800℃以上 のもの		—	250	200	300	200			
		炉	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
			外	使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100		50	
	ふろがま	気体燃料	不燃材料	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバー ナー取り出し 口のないもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—		15 注	15
浴室 内設置					内がま	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—	—	60	—	
浴室 外設置					外がまでバー ナー取り出し 口のないもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該	—	15	15	15	

		バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)					槽等) の場合 は2cm とす る。
	外がまでバー ナー取り出し 口のあるもの	21kw以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)	—	15	60	15	
	内がま	21kw以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)	—	15	60	—	
	密閉式	21kw以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)	—	2 注	2	2	
	屋外用	21kw以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)	60	15	15	15	

不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kw以下）	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kw以下）	—	—	—	—
		浴室 外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	4.5	—	4.5
	密閉式		内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	—	—	—
				21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下	—	2 注	—	2

					であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)					
			屋外用		21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下)	30	4.5	—	4.5	
液 体 燃 料	不燃以外				39kw以下	60	15	15	15	
	不燃				39kw以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 ・ 密 閉 式	バー ナー が 隠 ぺい	強制対流型	19kw以下	4.5	4.5	60	4.5
	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強制対流 型	温風を前方	26kw以下	100	15	150	15
					向に吹き出 すもの	26kwを超え70kw以下	100	15	100	15
					温風を全周	26kw以下	100	150	150	150
					方向に吹き 出すもの					
			強制排気型	26kw以下	60	10	100	10		
			密閉式	強制給排気 型	26kw以下	60	10	100	10	

注1:風道
を使用
するも
のにあ
つては
15cmと
する。
注2:ダク
ト接続

	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	70kw以下	80	5	—	5	型以外の場合にあつては100cmとする。
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kw以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26kw以下	50	5	—	5	
		密閉式	強制給排気型	26kw以下	50	5	—	5		
			上記に分類されないもの				—	100	60	
厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリドル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kw以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
							注		注	
				据置型レンジ	21kw以下	100	15	15	15	
	不燃	開放式		組込型 こんろ・グリル付こ	14kw以下	80	0	—	0	

				んろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ					
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	フードを付けない場合	7kw以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kw以下	15	4.5	4.5	4.5
		半 密 閉 式			12kwを超え42kw以下	—	15	15	15
					12kw以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式		42kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋 外 用	フードを付けない場合		42kw以下	60	15	15	15
					42kw以下	15	15	15	15

	不燃	開放	フードを付けない場合		7kw以下	30	4.5	—	4.5	
			式フードを付ける場合		7kw以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式		42kw以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式		42kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
			屋外	フードを付けない場合		42kw以下	30	4.5	—	4.5
				用フードを付ける場合		42kw以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃	以外			12kwを超え70kw以下	60	15	15	15
						12kw以下	40	4.5	15	4.5
		不燃				12kwを超え70kw以下	50	5	—	5
						12kw以下	20	1.5	—	1.5
		上記に分類されないもの			23kwを超える	120	45	150	45	
					23kw以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料	不燃	開放	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7kw以下	30	60	100	4.5
				式						
		不燃	開放	バーナーが隠 ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5 注	4.5
				半密閉式・密閉式						
		不燃	開放	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7kw以下	15	15	80	4.5
				式						
不燃	開放	バーナーが隠 ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5 注	4.5		
		半密閉式								

注：熱対
流方向
が一方向に集
中する場合に
あつては60cm
とする。

[illegible]

設備

設備

		瞬間型	フードを付けない場合	12kw以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	12kw以下	15	4.5	4.5	4.5	
	半密閉式			12kw以下	—	4.5	4.5	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型		12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kw以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、 据置型	12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				屋外用	フードを付けない場合	12kw以下	60	15	15
		フードを付ける場合	12kw以下		15	15	15	15	
	不燃式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	7kw以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合	12kw以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12kw以下	10	4.5	—	4.5	
		半密閉式			12kw以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12kw以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12kw以下	—	0	—	0
				壁掛け型、 据置型	12kw以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用					フードを付けない場合	12kw以下	30	4.5	—
			フードを付ける場合	12kw以下	10	4.5	—	4.5	
液体	不燃以外			12kw以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃			12kw以下	20	1.5	—	1.5	

[illegible]

					フードを付ける場合	12kwを超え70kw以下	10	4.5	—	4.5				
液 体 燃 料		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kw以下	100	30	100	4.5	注1:熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。 注2:方向性を有するものにあつては100cmとする。			
					全周放射型	7kw以下	100	100	100	100				
					バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kw以下	100	4.5	4.5		4.5		
						強制対流型	7kw以下	4.5	4.5	60		4.5		
移動式ストーブ		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kw以下	80	15	80	4.5				
					全周放射型	7kw以下	80	80	80	80				
					バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kw以下	80	4.5	4.5		4.5		
						強制対流型	7kw以下	4.5	4.5	60		4.5		
					液 体 燃 料	不燃	開放式	放射型	7kw以下	100		50	100	20
									自然対流型	7kwを超え12kw以下		150	100	100
7kw以下	100	50	50	50										
			強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12kw以下	100	15	100	15					
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kwを超え12kw以下	100	150	150	150					
					7kw以下	100	100	100	100					

調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 開 放 式	放射型		7kw以下	80	30	—	5	
			自然対流型		7kwを超え12kw以下	120	100	—	100	
					7kw以下	80	30	—	30	
			強制対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kw以下	80	5	—	5	
					温風を全周	7kwを超え12kw以下	80	150	—	150
				方向に吹き 出すもの	7kw以下	80	100	—	100	
					固体燃料		—	100	50 注2	50 注2
			調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 開 放 式	バーナーが露 出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kw以下	100	15
卓上型 こんろ (2口以 上)・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14kw以下	100					15 注	15	15 注	
バー ナー が隠 ぺい	加熱部 が開放	卓上型 グリル				7kw以下	100	15	15	15
	加熱部 が隠ぺ い	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー				7kw以下	50	4.5	4.5	4.5

注：機器
本体上
方の側
方又は
後方の
離隔距
離を示
す。

				ドを付 けない 場合)					
				卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kw以下	15	4.5	4.5	4.5
				炊飯器 (炊飯 容量4リ ットル 以下)	4.7kw以下	30	10	10	10
				圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	30	10	10	10
不燃式	開放式	バーナーが露	卓上型 こんろ (1口)	5.8kw以下	80	0	—	0	
			卓上型 こんろ (2口以 上)・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14kw以下	80	0	—	0	

			バー ナー が隠 ぺい	加熱部 が開放	卓上型 グリル	7kw以下	80	0	—	0
				加熱部 が隠 ぺい	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kw以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kw以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器 (炊飯 容量4リ ットル 以下)	4.7kw以下	15	4.5	—	4.5
					圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	15	4.5	—	4.5
移	液	不燃以外				6kw以下	100	15	15	15
動	体	不燃				6kw以下	80	0	—	0
式	燃									
こ	料									
ん	固体燃料					—	100	30	30	30
ろ										

電	電	不燃以外		2kw以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
		不燃		2kw以下	0 注	0 注	— 注	0 注			
電	電	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下（1口当たり2kwを超え3kw以下）	100 —	2 20 注1	2 —	2 20 注1	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合	
					4.8kw以下（1口当たり1kwを超え2kw以下）	—	10 注2	—	10 注2		
						100 —	2 15 注1	2 —	2 15 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kw以下（1口当たり1kw以下）	100 —	2 10 注1 注2	2 —	2 10 注1 注2		
						こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	100 —	2 10 注2	2 —		2 10 注2
				電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ			4.8kw以下（1口当たり3kw以下）	80 —	0 0 注1 注2		—
					4.8kw以下（1口当たり3kw以下）			80 —	0 0 注1 注2		—
						4.8kw以下（1口当たり3kw以下）		80 —	0 0 注1 注2		—

		不燃	形態のものに限る。)						における発熱体の外周からの距離)を示す。
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下 (1口当たり3.3kw以下)	80	0	—	0
						—	0	—	0
							注2		注2
電	電	不燃	以外	2kw以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面にあつては10cmとする。
気	気					注	注	注	
天	不燃			2kw以下	10	4.5	—	4.5	
火						注		注	
電	電	不燃	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面にあつては10cmとする。
子	気	以外				注	注	注	
レ		不燃	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5	—	4.5	
ン						注		注	
ジ									
電	電	不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	100	30	100	4.5	
気	気	以外	全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw以下	100	100	100	100	
ス									
ト									
ー									
ブ									

			自然対流型（壁取付式2kw以下及び天井取付式のものを除く。）	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式2kw以下及び天井取付式のものを除く。）	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式2kw以下及び天井取付式のものを除く。）	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式2kw以下及び天井取付式のものを除く。）	80	0	—	0	
電	電	不燃	食器乾燥器	1kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
気	気	以外						
乾		不燃	食器乾燥器	1kw以下	0	0	—	0
燥								
器								
電	電	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥3kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。
気	気	以外	機、食器洗い乾燥機					
乾								
燥		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥3kw以下	4.5	0	—	0	注2:排気口面にあっては4.5cmとする。
機			機、食器洗い乾燥機	注1	注2	注2	注2	
電	電	不燃	温度過昇防止装置を	10kw以下	4.5	0	0	0
気	気	以外	有するもの					

温 水 器	不燃	温度過昇防止装置を 有するもの	10kw以下	0	0	—	0
-------------	----	--------------------	--------	---	---	---	---

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、可燃物等からの離隔距離を定める表に新たな対象機器を加えること。(別表第1 関係)

2 附則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行										改正後（案）									
別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係）										別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係）									
種	類	入	力	離隔距離（c m）			種	類	入	力	離隔距離（c m）								
				上方	側方	後方					上方	側方	後方						
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200					
															使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	150	200	150
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200					
															使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	100	200	100
	半密閉式	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	半密閉式	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50					
浴室内設置	外がままでバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもちものにあっては42kW以下）	—	15	注1	15	浴室内設置	外がままでバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもちものにあっては42kW以下）	—	15	注	15	浴室との距離は0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリアクリル樹脂）					
浴室内設置	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもちものにあっては42kW以下）	—	—	60	—	浴室内設置	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもちものにあっては42kW以下）	—	—	60	—	浴室との距離は0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリアクリル樹脂）					

注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリレン）を除く

不燃以外		気体燃料		風呂がま	
浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	15	60	15
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	15	60	15
密閉式	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	2	2	2
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	2	2	2
屋外用	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15
半密閉式	浴室内設置	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
密閉式	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5

不燃以外		気体燃料		風呂がま	
浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	15	60	15
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	15	60	15
密閉式	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	2	2	2
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	2	2	2
屋外用	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15
半密閉式	浴室内設置	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
密閉式	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもち、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	4.5	4.5	4.5

浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5	—	4.5
	内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—	—	—
密閉式	密閉式	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2注1	—	2	—	2
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	30	4.5	—	—	—	4.5
屋外用	屋外用	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	30	4.5	—	—	—	4.5
		21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15	15	15
液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15	15	15
	不燃	39kW以下	50	5	—	5	—	5
上記に分類されないもの		—	60	15	60	15	60	15
気体燃料	不燃以外・不燃	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	60	4.5
	半密閉式・密閉式	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	60	4.5
上記に分類されないもの		—	100	15	150	15	150	15
温風を前方向		26kW以下	100	15	150	15	150	15

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
		—	150	100	200	100
		—	100	50	100	50
	開放式	フードを付けない場合	40	4.5	4.5	4.5
		フードを付ける場合	15	4.5	4.5	4.5
		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
	半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		42kW以下	60	15	15	15
	屋外用	フードを付けない場合	15	15	15	15
		フードを付ける場合	30	4.5	—	4.5
		7kW以下	10	4.5	—	4.5
	開放式	フードを付けない場合	—	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合	4.5	4.5	—	4.5
		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの	半密閉式	42kW以下	30	4.5	—	4.5
		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		42kW以下	30	4.5	—	4.5
	屋外用	フードを付けない場合	10	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合	10	4.5	—	4.5
		42kW以下	60	15	15	15
	不燃以外	12kWを超え70kW以下	40	4.5	15	4.5
		12kW以下	50	5	—	5
		12kW以下	20	1.5	—	1.5
	不燃	23kWを超える	120	45	150	45
		23kW以下	120	30	100	30
		23kW以下	120	30	100	30
	液体燃料	23kWを超える	120	45	150	45
		23kW以下	120	30	100	30
		23kW以下	120	30	100	30

ボイラー

気体燃料

不燃以外

半密閉式

開放式

フードを付けない場合

フードを付ける場合

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

12kWを超え42kW以下

7kW以下

42kW以下

12kW以下

注：熱流向一方に集る場合に於ては 60cm とする。

注5: 熱対流方向が一方に向集中する場合にあっては60cmとする。

簡易湯沸設備	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
		半密閉式	密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	液体燃料	不燃	開放式	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
					常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式	密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
					調理台型	12kW以下	—	4.5	—	4.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW以下	—	4.5	—	4.5	
					瞬間型	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
						壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
		半密閉式	密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	4.5	—	4.5	
					壁掛け型、据置型	12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃	開放式	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
					常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
						調理台型	12kW以下	40	4.5	15	4.5
		半密閉式	密閉式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kW以下	20	1.5	—	1.5	
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	15	15	15	
					壁掛け型、据置型	12kW以下	—	15	15	15	

屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
半密閉式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
	瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
不燃	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
屋外用	常圧貯蔵型	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
液体燃料	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
不燃	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
移動式ストーブ	不燃以外		—	60	15	60	15
	不燃		7kW以下	100	30	100	4.5
気体燃料	バーナークロウ	前方放射型	7kW以下	100	100	100	100
	バーナークロウ	全周放射型	7kW以下	100	100	100	100
不燃	バーナークロウ	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5
	バーナークロウ	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
不燃	バーナークロウ	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5
	バーナークロウ	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80
不燃	バーナークロウ	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5
	バーナークロウ	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
上記に分類されないもの	放射型		7kW以下	100	50	100	20

屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
半密閉式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
	瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
不燃	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
屋外用	常圧貯蔵型	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
液体燃料	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
不燃	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
移動式ストーブ	不燃以外		—	60	15	60	15
	不燃		7kW以下	100	30	100	4.5
気体燃料	バーナークロウ	前方放射型	7kW以下	100	100	100	100
	バーナークロウ	全周放射型	7kW以下	100	100	100	100
不燃	バーナークロウ	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5
	バーナークロウ	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
不燃	バーナークロウ	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5
	バーナークロウ	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80
不燃	バーナークロウ	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5
	バーナークロウ	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
上記に分類されないもの	放射型		7kW以下	100	50	100	20

注：1. 熱対流向一方に集中する場合、60cmとす。

炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10
卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0
卓上型こんろ(2口以上)・卓上型グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
卓上型グリドル	7kW以下	80	0	—	0
卓上型オーブン・グリドル(フーを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
卓上型オーブン・グリドル(フーを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5

炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10
卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0
卓上型こんろ(2口以上)・卓上型グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
卓上型グリドル	7kW以下	80	0	—	0
卓上型オーブン・グリドル(フーを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
卓上型オーブン・グリドル(フーを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5

移動式冷暖	液体燃料	不燃以外	6kW以下	100	15	15	15
	燃料	不燃	6kW以下	80	0	—	0
	固体燃料	—	—	100	30	30	30
電気暖風機	電気	不燃以外	2kW以下	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7
		不燃	2kW以下	0 注7	0 注7	—	0 注7
電気冷暖	電気	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2
			4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	20 注8	—	20 注8
			4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2
			4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	—	15 注8	—	15 注8
電気冷暖	電気	不燃	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	2	2
			4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0
			4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	—	0 注8	—	0 注8
			4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	2	2
電気冷暖	電気	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	—	20 注8	—	20 注8
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	—	10 注8	—	10 注8
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	100	2	2	2
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	—	15 注8	—	15 注8
電気冷暖	電気	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	—	10 注8	—	10 注8
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	100	2	2	2
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	—	10 注8	—	10 注8
			4.8kW以下（1口当たり2kW以下）	—	10 注8	—	10 注8

[illegible]

電磁誘導加熱式調理器	電気		不燃	4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0	2	0	0	理器の場合、本体上方の側面又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。		
	不燃以外	こんろ形態のもの			100	2	2	2	2			
					10	10	10	10	10			
電気天火	電気		不燃	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	注10：排気口面については10cmとす。		
	不燃以外	電熱装置を有するもの			10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10			
					10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10			
電子レンジ	電気		不燃	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10			
	不燃以外	電熱装置を有するもの			10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10			
					10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10			

電 気	電 気 スト ー プ	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く） 全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く） 自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く）	2kW以下	100	30	100	4.5
電 気	電 気 スト ー プ	不燃以外	2kW以下	100	30	100	4.5
		不燃以外	2kW以下	100	100	100	100
		不燃以外	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
		不燃以外	2kW以下	80	15	—	4.5
電 気	電 気 スト ー プ	不燃	2kW以下	80	80	—	80
		不燃	2kW以下	80	0	—	0
		不燃以外	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	1kW以下	0	0	—	0
電 気	電 気 乾 燥 機	不燃以外	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
電 気	電 気 温 水 器	不燃以外	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0

注 1：前面に排気口を有する機器にあっては0.0cmとする。注 2：排気口面にあっては4.5cmとする。

備考 略

電 気	電 気 スト ー プ	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く） 全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く） 自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く）	2kW以下	100	30	100	4.5
電 気	電 気 スト ー プ	不燃以外	2kW以下	100	30	100	4.5
		不燃以外	2kW以下	100	100	100	100
		不燃以外	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
		不燃以外	2kW以下	80	15	—	4.5
電 気	電 気 スト ー プ	不燃	2kW以下	80	80	—	80
		不燃	2kW以下	80	0	—	0
		不燃以外	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	1kW以下	0	0	—	0
電 気	電 気 乾 燥 機	不燃以外	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
		不燃	3kW以下	4.5	0	—	0
電 気	電 気 温 水 器	不燃以外	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0
		不燃	10kW以下	0	0	—	0

注 11：前面に排気口を有する機器にあっては0.0cmとする。注 12：排気口面にあっては4.5cmとする。

備考 略

第36号議案

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道への排水に関し、除害施設の設置等が必要となる水質基準を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例

豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。
第10条第1項第10号中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道への排水に関し、除害施設の設置等が必要となる水質基準を改めること。(第10条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市下水道条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(除害施設の設置等) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水 (法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(9) 略 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリigram以下 (11)～(42) 略 2 略	(除害施設の設置等) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水 (法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(9) 略 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリigram以下 (11)～(42) 略 2 略

第37号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

竹貫処理区を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表竹貫地区の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹貫処理区を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)			
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)			
1 農業集落排水施設		1 農業集落排水施設			
処理区		処理区		処理場	
名称	区域	名称	区域	名称	位置
新田東部地区 ～ 三原地区	略	略	略	略	略
竹貫地区 日高町竹貫 日高町上石の一部	竹貫浄化センター	豊岡市日高町上石527番地の1			
赤崎地区 ～ 河本地区	略	略	略	略	略
2～5 略		2～5 略		2～5 略	

第38号議案

豊岡市教育研修所設置条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市教育研修所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

機関の名称を豊岡市教育研修所から豊岡市教育研修センターに改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市教育研修所設置条例の一部を改正する条例

豊岡市教育研修所設置条例（平成17年豊岡市条例第163号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊岡市教育研修センター設置条例

第1条中「豊岡市教育研修所（以下「研修所」という。）」を「豊岡市教育研修センター（以下「研修センター」という。）」に改める。

第2条から第4条までの規定中「研修所」を「研修センター」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市教育研修所設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

機関の名称を豊岡市教育研修所から豊岡市教育研修センターに改めること。(題名、第1条から第4条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市教育研修所設置条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
豊岡市教育研修所設置条例 (設置) 第1条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>豊岡市教育研修所</u>（以下「<u>研修所</u>」という。）を設置する。 (位置) 第2条 <u>研修所</u> の位置は、豊岡市中央町2番4号とする。 (業務) 第3条 <u>研修所</u> は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 略 (職員) 第4条 <u>研修所</u> に、所長その他必要な職員を置く。	豊岡市教育研修センター設置条例 (設置) 第1条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>豊岡市教育研修センター</u>（以下「<u>研修センター</u>」という。）を設置する。 (位置) 第2条 <u>研修センター</u>の位置は、豊岡市中央町2番4号とする。 (業務) 第3条 <u>研修センター</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 略 (職員) 第4条 <u>研修センター</u>に、所長その他必要な職員を置く。

第39号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

城崎放課後児童クラブの位置を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立城崎放課後児童クラブの項中「豊岡市城崎町湯島802番地の1」を「豊岡市城崎町湯島578番地」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎放課後児童クラブの位置を変更すること。(別表第1 関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
名称	位置		名称	位置	
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略		豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略	
豊岡市立神美第2放課後児童クラブ			豊岡市立神美第2放課後児童クラブ		
豊岡市立城崎放課後児童クラブ		豊岡市城崎町湯島802番地の1	豊岡市立城崎放課後児童クラブ		豊岡市城崎町湯島578番地
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	略		豊岡市立竹野放課後児童クラブ	略	
豊岡市立資母放課後児童クラブ			豊岡市立資母放課後児童クラブ		